

加古川市立加古川小学校における  
学校危機管理及び安全確保に関する  
包括的マニュアル  
【危機管理マニュアル】

令和8年4月改訂

# 【目次】

第一章 学校危機管理の基本的概念と組織体制	2
第二章 出欠確認の徹底と情報伝達のデジタルトランスフォーメーション	3
第三章 学習活動における重篤な事故の防止と救急処置	4
第四章 校外活動におけるリスクマネジメントと教訓の継承	5
第五章 健康被害の未然防止：アレルギーと熱中症	5
第六章 人権侵害、いじめ、およびデジタルリスクへの対応	7
第七章 学校侵入犯罪と防犯体制の高度化	8
第八章 自然災害および有事（弾道ミサイル）への備え	9
第九章 組織的な保護者対応とカスタマーハラスメント対策	10
第十章 緊急連絡先および救急医療体制一覧	11
第十一章 学校危機管理の将来展望と継続的改善	13

※赤字：新規・大幅に改訂

# 第一章 学校危機管理の基本的概念と組織体制

学校における危機管理は、単なる事故対応の枠を超え、児童の生命、身体、そして心の健康を包括的に守るための高度な管理技術が求められる領域である。加古川市立加古川小学校(以下、「本校」とする)において定義される危機管理とは、事故、事件、自然災害、不祥事といった予測可能な、あるいは突発的なあらゆる危機を予見し、それを回避するための方策を講じる「未然防止」、危機発生時に被害を最小限に抑える「発生時対応」、そして事態収束後の「再発防止」と「心のケア」までを一連のプロセスとして統合したものである。

文部科学省の指針に示される通り、危険等発生時対処要領の作成は学校保健安全法第29条によって全ての学校に義務付けられている。本報告書は、令和8年度4月の最新知見に基づき、本校の地理的特性や児童の実態に即した実効性の高いマニュアルとして再構築されたものである。

## 1. 危機管理の目的と対象範囲

危機管理の究極の目的は、児童が安心して教育を受けられる環境を維持することに集約される。対象とする危機は多岐にわたり、以下の通り分類される。

危機分類	具体的な事象例	発生可能性のある場所・場面
学習活動上の危機	心肺停止事故、骨折、火傷、器械運動・組体操中の事故、水泳事故	運動場、体育館、プール、理科室、家庭科室
校外活動上の危機	交通事故、引率中の遭難、船転覆事故、班別行動中の不審者接触	修学旅行、校外学習、実地踏査(下見)
生活・通学上の危機	登下校時の交通事故、連れ去り、不審者情報、行方不明	通学路、校門付近、公園、放課後児童クラブ
健康・衛生上の危機	食中毒、アレルギー(アナフィラキシー)、熱中症、感染症、特殊疾患	給食室、教室、部活動、夏季屋外活動

権利・精神上的の危機	いじめ、SNS 誹謗中傷、人権侵害、差別事象、虐待疑い	ネット環境、教室内の人間関係、家庭
外部侵入・犯罪の危機	不審者侵入、殺傷予告、爆破予告、刃物所持者の接近	校舎内、校門、受付
自然災害・有事の危機	地震、津波、火災、台風、集中豪雨、弾道ミサイル発射	地域全体、避難所としての学校施設

## 2. 組織的対応の原則と「チーム学校」

危機発生時、一人の教職員が全ての判断を下すことは不可能であり、同時に極めて危険である。本校では「チーム学校」の理念に基づき、指揮命令系統を校長に一本化しつつ、役割を分散させることで迅速な初動を実現する。

情報の集約は迅速かつ正確に行われなければならない。第一報は「詳細が不明でも速やかに」管理職へ伝え、口頭報告の直後に記録を行う習慣を全職員が共有している。特に、管理職が出張等で不在の場合でも機能するよう、代行順位と緊急連絡ルートを事前に掲示し、職員室、保健室、事務室等に周知している。

## 第二章 出欠確認の徹底と情報伝達のデジタルトランスフォーメーション

学校における児童の安全確保の第一歩は、その所在を確実に把握することにある。本校では過去の重大事案から得られた教訓を基に、厳格な所在把握ルールを運用している。

### 1. 登校確認の「15分ルール」

児童が登校していないことを把握した際、その理由が判明していない場合に学校がとるべき行動の基準が「15分ルール」である。これは過去の重大な事件・事故の見落としにつながった反省から生まれたものである。

本校では午前8時20分の朝の会開始時点を基準とし、**未連絡の欠席者**がいる場合は、直ちに担任が職員室にデジタルツールを使って報告し、以下のフローで組織的に所在を確認する。

- **8時20分～8時25分**:ローバー(学年付き教員)または管理職、事務職員等が保護者の携帯電話へ架電する。本人または保護者と連絡がつかない場合、緊急連絡先(祖父母等)へ連絡する。連絡がついた場合は、欠席・遅刻等の確認した内容をアンカー(学級担任)に報告する。
- **8時25分～8時40分**:保護者にも、祖父母等の緊急連絡先にも連絡がつかなかった場合であっても、留守番電話にメッセージを残すことができた場合はコールバックを待つ。
- **8時40分以降**:学校へのコールバックがなく、依然として所在が不明であり、事件・事故の疑いが拭えない場

合は、管理職または主幹教諭等が自宅訪問を実施し、必要に応じて警察へ通報する。

この「15分ルール」を実効性のあるものにするためには、保護者の皆様の協力が不可欠である。欠席・遅刻の際は、午前8時までにデジタル連絡ツールを用いた連絡を完了していただくことが、児童の命を守るための大前提となる。

## 2. デジタル連絡ツール「スクリレ」の高度活用

本校では、加古川市教育委員会の方針に基づき、保護者への緊急連絡および欠席連絡の受領に「スクリレ」アプリを導入している。これは、大規模災害時や不審者情報の発信において、電話回線の輻輳を回避し、一斉かつ確実な情報伝達を行うための生命線である。

設定・操作項目	具体的な手順・留意事項
新規登録	年度当初に配付される「クラス用 QR コード」を読み取り、出席番号、氏名を入力
複数名登録	1人目の保護者が「招待用 QR コード」を発行し、2人目以降(最大3名まで)を登録
欠席連絡	当日朝8時までに送信。8時以降は緊急時を除き電話連絡を優先
通知設定	「通知オン」を推奨。警報発令時や緊急引き渡し案内はプッシュ通知で送信

デジタルツールは迅速である反面、スマートフォンの機種変更やアプリの不具合等で情報が途絶するリスクがある。そのため、本校では重要な通知については公式サイトへの更新や、必要に応じたプリント配付を併用する多重化戦略をとっている。

## 第三章 学習活動における重篤な事故の防止と救急処置

学校生活の中で最も事故のリスクが高いのが、体育授業や理科実験、調理実習といった動的な学習場面である。ここでは、単なる応急処置の手順に留まらず、教職員が意識すべき「致命的な兆候」の見極めについて詳述する。

### 1. 心肺停止および意識不明事故への対応

体育授業中等の心肺停止事故は、一分一秒を争う。発見者は直ちに「周囲に助けを求め、119番通報とAEDの持参」を指示しなければならない。

- **AEDの活用:**本校では各拠点にAEDを配置しており、教職員は毎年、救急法の講習を受けている。心臓震盪等の可能性を考慮し、躊躇なくパッドを装着することが求められる。
- **救急車との連携:**通報時には、傷病者の年齢、性別、現在の状態(呼吸の有無)、事故の状況を正確に伝え、消防署員が到着するまで胸骨圧迫を継続する。
- **保護者への説明:**救急搬送には必ず教職員が同乗し、医療機関での診断結果を待ちつつ、校長が保護者に対して事実に基づいた丁寧な説明を行う。

### 2. 水泳学習外部委託における安全管理と役割分担

本校では、専門的な実技指導と安全性の高度化を図るため、民間スイミングスクールへの外部委託を実施している。バス移動から入水、退水に至るまで、専門インストラクターと教職員による重層的な監視体制を構築し、危機管理の徹底を図っている。

- **役割分担と責任:**指導を民間へ委託しても、学校としての安全配慮義務が免除されるわけではない。担任は評価者および全体監視者としてプールサイドから注視する。インストラクターが技術指導と水面監視を行う一方、教職員は児童一人ひとりの健康状態や、見学児童の安全管理に専念する。
- **健康観察の徹底:**入水前後の健康チェックは、学校の直接的な責任として実施する。朝の「水泳カード」による検温・睡眠時間の確認に加え、入水直前および活動中、退水後の顔色や動作の観察を担当が行う。
- **移動時(バス)の安全確保:**近隣スクールへのバス移動中も、担任が同乗し人数確認を徹底する。走行中の着席指導や、事故発生時の緊急連絡体制を事前に確立しておく。
- **緊急時の連携体制:**万一の溺水事故等に備え、スクール側の救急マニュアルと学校の危機管理マニュアルをすり合わせ、AEDの配置場所や119番通報の分担、搬送先病院情報を共有しておく。AED使用の際は、体の水分を十分に拭き取ってから装着する等の手順を教職員・インストラクター双方が熟知している。
- **指導の質と安全の評価:**担任は定期的に指導の様子を記録・評価し、本校の教育方針に沿った安全管理がなされているかを確認し、必要に応じて委託先へ改善を申し入れる。

### 3. 理科・家庭科等における特殊事故

理科室での実験や家庭科室での調理実習においては、火傷やガラス器具の破裂、薬品による化学損傷のリスクが存在する。

- **火傷の深度判断:**皮膚が赤くなる1度、水ぶくれが生じる2度、皮膚が白く変色する3度に分類される。3度の場合は痛みを感じないことがあり、かえって重症であるとの認識が必要である。冷却は痛みが引くまで継続するが、広範囲の場合は低体温症を防ぐため、10分程度を目安に医療機関へ繋ぐ。
- **ガラス器具・薬品事故:**破裂した場合は破片の飛散による二次被害を防ぐため、周囲の児童を速やかに移動させる。薬品が目や皮膚に付着した場合は、専門的な中和剤を探すよりも、まずは大量の流水で15分以上洗

浄することを優先する。

## 4. 特殊な整形外科的疾患への理解

本校のマニュアルでは、一般的な骨折や打撲に加え、「コンパートメント症候群」や「脳脊髄液減少症」といった見落とされやすく重篤化しやすい疾患についても記載している。

- **コンパートメント症候群**:骨折や強度の打撲により筋肉内の圧力が上昇し、血行不全から組織が壊死する疾患である。激しい痛み、しびれ、蒼白といった症状が特徴である。通常の RICE 処置(安静、冷却、圧迫、挙上)のうち、この疾患が疑われる場合は「圧迫」と「挙上」を避けるべきである。
- **脳脊髄液減少症**:転倒やスポーツ時の衝撃により、髄液が漏れ出すことで慢性的な頭痛やめまいを引き起こす。児童が「怠慢」や「不登校」と誤解されるケースもあり、事故後の継続的な健康観察と、専門医への受診勧告が重要となる。

## 第四章 校外活動におけるリスクマネジメントと教訓の継承

修学旅行や校外学習は、学校外の多様な環境下で行われるため、事前の危険予測(ハザード予測)が成否を分ける。

### 1. 校外活動における安全管理の徹底

過去に他県等で発生した重大な事故を受け、本校では校外活動に以下の厳格な制限を設けている。

- **実地踏査(下見)の義務化**:全ての校外活動において、教職員が事前に現地を訪れ、避難経路、機材の安全性、業者の事故対応体制を確認する。過去に経験がある場所でも、当年度の下見を省略してはならない。
- **中止判断の自律性**:外部業者や宿泊施設が「実施可能」と判断しても、学校が定める気象基準や暑さ指数数値を超えている場合は、学校の判断で即座に中止または代替プログラムへの変更を決定する。そのため、引率責任者及び意思決定を伴う際の連絡手段等を明確にしておく。
- **引率体制の強化**:児童数に対する教職員の配置比率を見直し、全ての移動・活動場面において教職員が直接監視を行える体制を構築する。

### 2. 交通事故および遠隔地での危機対応

修学旅行等でのバス事故は、一度に多数の負傷者を出す可能性がある。

- **現地対策本部の設置**:事故発生時、校長は現地で指揮を執り、学校では教頭が情報の窓口となる。
- **情報の一元化**:保護者への連絡は学校から一括して行い、SNS 等の不正確な情報によるパニックを防止する。
- **帰着後のフォロー**:事故に遭遇した児童は、身体的な負傷がなくても、その後に PTSD(心的外傷後ストレス障害)を発症する可能性があるため、スクールカウンセラーによる全員面談を実施する。

## 第五章 健康被害の未然防止:アレルギーと熱中症

現代の学校環境において、アレルギー疾患と熱中症は日常的に直面する危機である。

## 1. 食物アレルギーとアナフィラキシー対応

アナフィラキシーは発症から数分で心停止に至る可能性があるため、迷わず救急車を要請することが基本である。

症状の重症度	具体的なサイン	教職員の対応内容
軽症	部分的なじんましん、痒み	安静、継続的な観察、保護者連絡
中等症	腹痛、嘔吐、全身の赤み	エピペンの準備、周囲へ応援要請
重症(ショック)	呼吸困難、血圧低下、意識低下	直ちにエピペン使用、119番通報、AED準備

エピペンを使用した場合、一時的に症状が改善することがあるが、数時間後に再発(二相性反応)するリスクがあるため、必ず医療機関への搬送を行う。本校では、加古川市が作成した対応指針に基づき、給食の除去食対応や誤食防止策を徹底している。

## 2. 熱中症警戒アラートと活動制限の基準

近年、夏季の猛暑は「災害」の域に達している。本校では環境省が発表する暑さ指数(WBGT)を活動可否の絶対的な指標としている。

暑さ指数  $WBGT$  は、以下の計算式により求められる：

$$WBGT = 0.7 \times T_w + 0.2 \times T_g + 0.1 \times T_d$$

( $T_w$ :湿球温度、 $T_g$ :黒球温度、 $T_d$ :乾球温度)

この指数に基づき、以下の運用を行っている。

- **WBGT 31 以上(危険)**:原則として全ての屋外活動、およびエアコンのない屋内での運動を中止する。登下校時についても、日傘の利用や冷感グッズの使用、こまめな水分補給を強く推奨する。
- **WBGT 28 以上 31 未満(嚴重警戒)**:激しい運動を避け、15分～20分おきに休憩と水分を摂取させる。

保護者の皆様には、登校前に児童が十分に水分を摂取しているか、朝食を欠かさず食べているかといったコンディション維持への協力をお願いしたい。

## 第六章 人権侵害、いじめ、およびデジタルリスクへの対応

身体的な安全と同様に、児童の尊厳と心の健康を守ることは、学校の教育機能を維持する上で不可欠である。

### 1. いじめの早期発見と組織的解決

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という認識を全職員が共有している。

- **いじめ対策委員会の常設:** 校長、教頭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成される委員会を定期的に開催し、アンケート結果を詳細に分析する。
- **加害者への毅然とした指導:** 犯罪行為にあたるいじめについては、教育委員会の指導の下、躊躇なく警察と連携し、出席停止等の厳しい措置を講じることもある。
- **傍観者教育:** いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることも加担であるという倫理教育を通じ、児童自身がいじめを「大人に伝える」ことができる文化を醸成する。

### 2. SNS・インターネットにおける誹謗中傷と犯罪被害

スマートフォンや SNS の普及により、学校外でのトラブルが学校生活に深刻な影響を及ぼす事案が増加している。

- **不適切投稿の証拠保存:** ネット上の誹謗中傷を確認した場合、直ちに該当箇所の URL と画面(スクリーンショット)を保存する。これは、後に管理者への削除要請や警察への被害相談を行う際の必須証拠となる。
- **プロバイダ責任制限法に基づく対応:** 名誉毀損等の明白な人権侵害がある場合は、学校から管理者へ削除要請を行うとともに、兵庫県警察本部や法務局と連携して再発防止を図る。
- **フィルタリングの推奨:** 家庭でのインターネット利用については、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング設定を強く要請する。これは、出会い系サイト等を介した犯罪被害から児童を守るための唯一かつ強力な物理的障壁である。

## 第七章 学校侵入犯罪と防犯体制の高度化

学校における防犯対策は「外部者の排除」から「校内での防御・バリケード構築」へと質的な転換を遂げている。

### 1. 不審者侵入に対する「三段階のチェック体制」

本校では防犯集中支援期間に基づき、以下の体制を確立している。

- **A ゾーン(校門・境界):** 防犯カメラによる常時監視、オートロック化、門扉の原則施錠。
- **B ゾーン(校地内):** 名札未着用者への声掛け、警察直通非常通報装置の動作確認。
- **C ゾーン(校舎入り口・教室):** モニター付きインターホンによる来客確認、教室の内側からの施錠確認。

### 2. 「物理的なバリケード」による児童の防衛

万が一不審者の侵入を許した場合、教職員は直ちに隠語を用いた校内放送を行い、各教室を「シェルター」化する。

- **バリケード構築**: 出入口を施錠し、机や椅子を積み上げて扉を塞ぐ。これは不審者の侵入時間を数分遅らせる効果があり、その間に警察が到着する。
- **静粛の維持**: 児童を廊下側の窓から離し、カーテンを閉め、電気を消して気配を消す。この行動は避難訓練の一環として定期的に行っている。

### 3. 学校に対する殺傷予告・不審郵便物

郵便等による犯罪予告に対しては、以下の証拠保全を徹底する。

- **接触の最小化**: 予告状等は素手で触れず、ピンセット等を用いて透明なビニール袋に入れ、指紋や付着物の滅失を防ぐ。
- **一斉下校の判断**: 嫌がらせの可能性が高い場合でも、警察と協議し、最悪の事態を想定して保護者への引き渡し下校を実施する。

## 第八章 自然災害および有事(弾道ミサイル)への備え

加古川市の地理的状況を考慮した防災計画は、児童の生命を守るための最終的な砦である。

### 1. 地震・津波および火災発生時の避難行動

地震発生時、児童は「机の下へ潜り、足をしっかりと持つ」ことが基本である。

- **津波への警戒**: 加古川市に津波注意報・警報が発令された場合、本校では標高の高い校舎上階または指定された高台へ直ちに避難を開始する。
- **避難所の運営**: 大規模震災時、本校は地域避難所となる。「避難所運営マニュアル」に基づき、施設管理者としての教職員と地域住民が連携するが、児童の安全確保が常に最優先される。

### 2. 気象警報等による臨時休業(休校)の基準

加古川市における気象警報発令時の対応は、混乱を避けるため一律の基準となっている。

判断時刻	条件(加古川市に発令)	学校の対応
午前7時時点	暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪のいずれかの警報	臨時休業(スクリーン通知なし)

午前7時以降	始業までに上記の警報が発令	自宅待機または安全な場所で保護
登校後	急激な天候悪化、警報への切り替え	状況を判断し、集団下校または引き渡し

震度5弱以上の地震が発生した場合も、原則として臨時休業となる。

### 3. 弾道ミサイル発射(Jアラート)への対応

ミサイル発射情報が発信された際、屋外にいる児童は「近くの建物の中、または物陰に伏せて頭部を守る」よう指導されている。

- 登下校中の発信: 自宅か学校、より近い方に避難することを基本とする。
- 避難の解除: ミサイルの通過または領海外への落下が確認されるまでは、児童を安全な場所に留め置き、引き渡しは行わない。

## 第九章 組織的な保護者対応とカスタマーハラスメント対策

学校の危機管理において、教職員の精神的健康と安全を確保することは、間接的に児童の安全を守ることに直結する。

### 1. 教職員の孤立防止と対応のルール化

- 過剰な苦情や不当要求(無理難題)に対しては、担任一人が対応するのではなく、管理職を中心とした「チーム学校」で対応する。
- 穏やかな言動であっても、何回も繰り返したり、敢えて断れない環境を作って心理的な負担をかけてきたりする場合(リピート型・拘束型)もハラスメントであるため、「これ以上は対応しかねる」ことを明確に伝えたい。対応者を変更、または管理職に引き継ぐ。必要に応じて警察に通報・相談する。
- 面談の制限: 面談は原則として平日の勤務時間内に行い、時間は30分から60分程度を目安とする。威圧的な言動が見られる場合は、直ちに面談を打ち切る。
- 記録と録音: 事後のトラブルを防ぐため、面談には必ず複数名が同席し、詳細な記録を作成する。必要に応じて「正確を期すため」として録音を実施する。

### 2. SNS 等への教職員誹謗中傷への対処

教職員の氏名やプライバシーがネット上に晒されることは、教育活動を著しく阻害する。本校では加古川市教育委

員会およびスクールロイヤー(弁護士)と連携し、悪質な書き込みに対しては法的手段を含めた厳正な対応を行う。

## 第十章 緊急連絡先および救急医療体制一覧

本章は、家庭における保存用資料として活用していただきたい。

### 1. 学校・教育委員会・警察・消防

機関名	電話番号	主な役割・窓口
加古川市立加古川小学校	079-424-3456	学校代表(木村 222-3)
加古川市教育委員会 教育総務課	079-427-9337	施設管理、危機管理
加古川市教育委員会 学校教育課	079-427-9352	学習指導、いじめ対応
加古川警察署(代表)	079-427-0110	事件、事故、防犯相談
加古川市消防本部	119 (079-424-0119)	火災、救急要請
東播少年サポートセンター	079-454-3364	非行、少年相談

### 2. 救急医療・夜間休日窓口

加古川市および周辺地域の救急医療ネットワークは、重症度や時間帯によって分担されている。

施設名・窓口名	電話番号	所在地・対応時間
加古川中央市民病院	079-451-5500	本町 439(総合救急)
東はりま夜間休日応急診療センター	079-431-8051	東神吉町西井ノ口 379-1(内科・小児科)
救急安心センターひょうご	#7119	24 時間・看護師による受診相談
兵庫県子ども医療電話相談	#8000	夜間・休日の子どもの向け健康相談
加古川市立こども療育センター	079-452-2511	志方町原 604-1(小児科)

### 3. 主要小児科・専門クリニック(緊急時参照)

クリニック名	診療科目	電話番号
あだちこども診療所	小児科	079-423-2567

はしもとキッズクリニック	小児科	079-421-1235
中山小児科	小児科	079-456-7510
すみなが小児科	小児科・アレルギー科	079-422-3929
順心病院	救急・小児科・整形	079-437-3555

## 第十一章 学校危機管理の将来展望と継続的改善

本報告書にまとめられたマニュアルは、令和8年4月時点での完成形であるが、危機管理は「終わりのないプロセス」である。社会構造の変化、気候変動の激化、および新たなテクノロジーの普及に伴い、常に「昨日の正解が今日の不正解になる」という謙虚な姿勢が求められる。

本校では、年度末の自己評価に加え、保護者の皆様や地域住民、防災専門家からのフィードバックを積極的に取り入れることで、マニュアルの「実効性」を高め続けていく。学校の安全は、教職員の専門性、保護者の深い理解、および地域社会の重層的な見守りがあって初めて成立するものである。本校は、児童一人ひとりが持つ無限の可能性を、何者にも脅かされることなく開花させられるよう、安全という名の「教育の基盤」を、組織を挙げて守り抜くことを誓う。